**外国人留学生等インターンシップ　誓約書**

様式4

御中

私は、貴社にインターン生として受け入れて頂くにあたり、次の事項を確実に遵守することを誓約いたします。

１．貴社の就業規則及び服務に関する諸規定等を尊重し、貴社インターンシップ担当者の指導にそって誠実にインターンシップに参加することとします。

２．貴社への提出書面に虚偽の記載を一切しないこと。

３．インターンシップ期間中、住所の異動その他、身上に重大な変動があった場合は直ちに貴社へ届け出ること。

４．貴社施設への利用に際しては、次の各号による。

 　（１）貴社の定める立ち入り禁止区域に立ち入らないこと。

 　（２）貴社施設をインターンシップ以外の目的に使用しないこと。

 　（３）貴社施設に第三者を立ち入らせないこと。

 　（４）その他、貴社諸規程及び貴社インターンシップ担当者の指示に服すること。

５．インターンシップ期間中に知り得たいかなる事項についても、インターンシップが終了した後といえども、貴社の書面による許可なく、第三者に開示/漏洩し、若しくは不正使用しないこと。特に貴社においてインターンシップ期間中取り扱う書類、ノート、磁気ディスク、その他これに類する資料及びその写しなど企業秘密資料の保管・管理については次の各号による。

 （１）貴社の諸規程・命令・指示に従うこと。

 　（２）貴社の書面による許可なく第三者に譲渡・貸与し、若しくは自ら不正使用しないこと。

 　（３）インターンシップ終了後は直ちに貴社に返還すること。

６．インターンシップ期間中取り扱うパソコン（企業秘密資料が保管されているもの。貴社支給・私物問わず）には、貴社インターンシップ担当者の指示がない限り、ファイル共有ソフト等、情報漏洩の危険性があるソフトのインストールおよびネットワーク接続を一切しないこと。

７．インターンシップ期間中に発生した著作権及び工業所有者等の成果物の所有権の一切は、貴社に原始的に帰属すること。

８．条件確認書（様式5）を承諾したことを確認し、貴社に一切迷惑をかけないこと。

９．本誓約書に定めのない事項については、貴社インターンシップ担当者の指示を仰ぎ、その指示に従うこと。

10．万一、上記事項のいずれか一つにでも違反した場合、あるいは貴社においてインターン生として不適当であると判断された場合には、インターン期間（　　 　年 　月　　日から　　 　年 　月 　日まで）中といえども即時インターンシップを中止されても異議を唱えないこと。また、その場合は、法的措置（損害賠償、差止請求）等に服すること。

11．上に関する紛争についての管轄は鳥取地方裁判所とする。

12．本誓約書および条件確認書（様式5）については、5の秘密保持規程を除き、上記インターンシップ期間中において有効とすること。

13.　故意により貴社、第三者に対し、損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

14.　インターンシップ期間中及び通勤に際しての事故等については、鳥取市国際経済発展協議会が加入する保険の範囲内において処理すること。

15．本誓約に定めのない事項及び本誓約書の運用、解釈に疑義が生じた場合は、法令または慣習に従い協議の上、誠意をもって解決すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　インターン生　　氏名（署名）

（原本は企業が保管、コピーを学生、センターコーディネーターが保管）